控　除　額

」に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の２第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号を削り、同第111号(1)中「「法人税額調整加算額（別表一「7」＋別表六(三十一)「31」）(12)」」を「「法人税額調整加算額（別表一「7」＋別表六(三十五)「31」）(12)」」に改め、同号を同第11号とし、同第四号を同第111号とし、同第五号を同第四号とし、同号の次に次の１号を加える。

５　「住民税額控除額　(17)×$\frac{1.4}{100}$　(18)　」の欄は、その適用を受ける法人が法第141条第２号（課税標準）に掲げる外国法人である場合には、「０」と記載すること。

別表六(十一)の記載要領第六号を削る。

別表六(十一)の表中「設　備　の　名　称」を「区　分」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑱」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑰」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑰」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑯」）」に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の３第３項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」を加える。

別表六(十二)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑳」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑲」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑲」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑱」）」に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の12の４第２項若しくは第３項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同第111号中「第27条の12の４第３項」を「第27条の12の４第４項」に改める。